

2025.保護者支援・子育て支援 メモ・板書 補足

本日このリアル研修で使用した（画面に講師がメモ書きしたり、掲示した資料等） 後日アップ（ホームページ上またはマイページからダウンロードいただけます。）

経済的支援・災害時の支援・就学に向けた支援を保護者支援として
どのように対応していますか

ベビーシッター

休日に利用できる先

補助金（お金・モノ）

申請すればもらえるもの

社会福祉関係のボランティア

大学生・高校生

お財布にやさしい幼児食の作り方

サイズアウトした服

安く買える店

病院のバス・電車の場合のお財布の事情

遊園地のお金の使い方

東京都の乳幼児向け「経済的支援」まとめ（2025年）

東京都の支援は、国の制度+東京都の独自制度+自治体（区市町村）独自制度の3層構造になっています。

以下、特に乳幼児家庭に関わる“経済支援”を示します。

① お金でもらえる・ギフトでもらえる支援

◆ 児童手当（国）

0歳～高校生まで（所得制限なし）

- 0～2歳：月1.5万円
- 3歳～中学生：月1万円
- 高校生：月1万円

（2024年10月改正の制度）

◆ 018（ゼロイチハチ）サポート（東京都）

0～18歳の全ての子どもに月1万円（年12万円）

- 所得制限なし

- 2025年3月生まれまで対象
 - 2025年5月から申請手続き改善
- ※23区全域で共通の制度。
-

◆ 東京都 出産・子育て応援事業「赤ちゃんファースト」

妊娠～出産後で最大15万円相当のギフト

- 妊娠届時：5万円相当
 - 出産後：10万円相当（育児用品）
 - ベビーカー・おむつ・離乳食・家事代行など選択可能
-

◆ 自治体（区）独自の現金・ギフト支援

例：

- 世田谷区：妊娠5万円+新生児10万円
- 江東区：ベビーシッター補助
- 住宅支援（最大60万円）を実施している区もあり

注：自治体で受けられる制度がかなり異なる

② 医療費の助成（乳幼児）

◆ 乳幼児医療費助成「マル乳」（都内共通）

0歳～就学前までの医療費が無料（自己負担ゼロ）

- 健康保険の対象分を全額助成
 - 入院時の食事療養費は自治体により助成有無が異なる
- 追加のポイント

多くの区で「高校3年生まで医療費無料」に拡大しており、

兄姉がいる家庭にもメリット

③ 保育・教育費の支援（0～5歳）

◆ 第1子（0～2歳）保育料完全無償化（東京都）

2025年9月開始。最大の支援ポイント。

- 第1子含め全世帯が保育料ゼロ
 - 年間40～50万円の負担軽減になる家庭が多い
-

◆ 認可外保育施設の補助（東京都）

- 最大月6.7万円補助（認可外利用者向け）
-

◆ 幼児教育・保育の無償化（国）

- 3~5歳は全国共通で無償
 - 0~2歳は住民税非課税世帯のみ無償（東京都では上乗せあり）
-

④ 日常生活を助ける支援（経済的メリットあり）

◆ 子育て応援とうきょうパスポート

- おむつ替えスペース
 - 粉ミルク用のお湯
 - 商品割引
 - カフェ・百貨店での優待多数
-

◆ 住宅支援（自治体による）

- 新婚・子育て世帯に最大60万円補助の自治体あり
-

⑤ 妊娠中・出産費用の支援

◆ 無痛分娩費用の助成（東京都・2025年新設）

- 2025年度から新規事業として開始
(補助額は区により異なる)
-

【まとめ】乳幼児家庭で「ほぼ全員が受けられる」経済支援

支援名	内容	誰が対象？
児童手当	月1~1.5万円	全国の0~高校生
018サポート	月1万円	都内の0~18歳
赤ちゃんファースト	妊娠5万+出産10万	都内で出産
マル乳（医療費助成）	0~就学前無料	都内在住の乳幼児
保育料無償化	第1子も0円（2025年9月~）	都内の0~2歳
認可外補助	月最大6.7万円	認可外利用家庭

Memo

[グループワーク]

保護者にこんな風に保護者支援をしていますよ

保護者支援ではこんな工夫をしていますよ

ご自分の園で、こんな工夫、こんな取組をしていますよ

こんな風に、いい感じですよ

連絡帳

[グループワーク]

保護者にこんな風に社会資源を活用していますよ

社会資源を紹介していますよ

社会資源と連携して、こんな良い流れが生まれていますよ

保護者支援に社会資源が有効であった例

保護者支援に社会資源をうまく使えず課題となってしまった例

ご自分の園では、社会資源を利活用するためこんな工夫をしていますよ

こんな取組をするために、こんな社会資源が有効に機能していますよ

使ってみたところ、こんな風に、いい感じですよ

人(ファミリーサポートセンター※ボランティア・卒園児の保護者・高齢者…)
モノ お金

施設(病院・療育センター・子育て支援センター・図書館…・小学校・保健所

板書 memo 補足

“慣れ”を味方に付ける！

曜日と時間を決めて TEA タイムスペース セルフ

相談 交流コミュニケーション

保護者同士も関係を深めたい

ことば 伝え方

🤝 協力・連携を促す表現

よく使う表現	言い換え例
ご協力をお願いします	一緒に取り組んでいたら嬉しいです
ご理解いただけますと幸いです	ご家庭のご事情も踏まえながら、柔軟に対応してまいります
ご家庭と連携して進めています	お子さんの成長を一緒に見守っていただけたらと思います

■ 情報提供・説明時の表現

よく使う表現	言い換え例
〇〇についてご案内します	〇〇について、わかりやすくご説明させていただきますね
〇〇を実施します	〇〇を通して、お子さんの成長を支えていきます
〇〇のご確認をお願いします	〇〇について、ご一緒に確認していただけると助かります

■ 保護者の気持ちに寄り添う表現

よく使う表現	言い換え例
ご負担にならないように	ご家庭のペースに合わせて進めてまいります
ご家庭の事情を考慮して	お忙しい中でも無理なくご参加いただけるよう工夫します
ご家庭のご都合に合わせて	ご都合に応じて柔軟に対応いたしますのでご安心ください

こうした言い換えは、保護者との信頼関係を築き、保育園が「共に育てる場」であることを伝える力になります。

■ 安心感を伝える表現

よく使う表現	言い換え例
ご心配なことがあればいつでもご相談ください	どんな小さなことでも、お気軽にお声がけくださいね
お困りのことがあればお知らせください	ご家庭での様子など、気になることがあればぜひ教えてください
何かあればご連絡ください	ご不安なことがあれば、いつでもお話しできる場を設けます

保育園園児の保護者から理不尽な要求を繰り返しされる場合の対応について考えてみましょう

1. 基本方針：冷静・記録・組織対応

感情的にならない

要求が理不尽でも、保育士個人で対応せず、冷静な態度を保つことが第一です。

記録の徹底

要求内容・日時・対応経過を必ず記録し、園内で共有します。後のトラブル防止に不可欠です。

組織的対応

園長・主任・法人本部と連携し、個人判断を避けることが重要です。

2. 初期対応：傾聴と事実確認

傾聴姿勢を示す

保護者の話を遮らずに聞き、「ご意見ありがとうございます」と受け止める言葉を使う。

事実確認を行う

要求の背景に誤解や不安がないか確認します。多くの場合、情報不足や不安感が原因です。

3. 園のルールと法令に基づく説明

ガイドラインを根拠に説明園の運営規程を示し、合理的な範囲を説明します。

「子どもの最善の利益」を軸に

要求が子どもの安全・発達に反する場合は、専門的見解を添えて丁寧に説明します。

~~~~~  
発達障害ということが一つとてみても…

現在の表現：神経発達症（Neurodevelopmental Disorders）

背景と変更の理由

・かつては「広汎性発達障害」「発達障害」「自閉症」などの名称が使われていましたが、2013年に米国精神医学会が発表した診断基準 DSM-5 に基づき、

日本でも2014年以降、医学・教育・福祉の分野で

「神経発達症」という表現が推奨されるようになりました。

・文部科学省も「発達障害者支援法」の定義に基づき、教育現場では「発達障害」という表現を原則使用しつつ、医療・研究分野では「神経発達症」が使われる傾向にあります。

## 用語の変遷と分類

| 旧称（以前の表現）  | 現在の表現              | 備考                                       |
|------------|--------------------|------------------------------------------|
| 発達障害       | 神経発達症              | 医学的分類名（DSM-5、ICD-11）に準拠                  |
| 広汎性発達障害    | 自閉スペクトラム症<br>(ASD) | ASDは「Autism Spectrum Disorder」の略称        |
| 注意欠如・多動性障害 | ADHD               | Attention Deficit Hyperactivity Disorder |
| 学習障害（LD）   | 限局性学習症（SLD）        | Specific Learning Disorder               |

※「障害」から「症」への変更は、否定的なニュアンスを避けるための配慮でもあります。

まとめ

- 医療・研究分野では「神経発達症（Neurodevelopmental Disorders）」が主流。

- 教育・福祉分野では「発達障害」という表現が依然として使用されているが、文脈に応じて「自閉スペクトラム症 (ASD)」などの具体的な名称が使われる。
  - 配慮ある表現として「特性」「困りごと」「支援が必要な状態」などを用いるケースも増えています。
- 

しょうがい グレー

HSP (ハイリー・センシティブ・パーソン)

発達性強調運動障害 感受性の高い = 心理的な配慮

加配

配慮を特に要する保護者の方にどのような支援をしているか、

どのようなことに留意してコミュニケーションをとっているか等

どのような社会資源と結びつけながら子育て支援保護者支援をしているのか

園で工夫をして保護者の方と繋がっている

---

「保育園に通う保護者への子育て支援・アドバイスに必要な工夫」について

---

保育園が保護者支援を行う際の具体的な工夫

### 1. 保護者との信頼関係を築く日常的な工夫

送迎時の声かけ・視診：子どもの様子を保護者と共有し、安心感を与える。

連絡帳・写真掲示・SNS活用：園での様子を定期的に発信し、保護者が子どもの成長を実感できるようにする。

個別懇談の機会提供：年2回程度、ゆっくり話せる場を設け、保護者の悩みや疑問に寄り添う。

### 2. 保護者の育児ストレス軽減と孤立防止

荷物負担の軽減：園で必要な物品を準備し、保護者の負担を最小限に。

地域交流イベントの開催：絵本の読み聞かせ会やふれあい遊びなど

保護者同士のつながりを促進。

ICT活用による情報提供：災害時対応や感染症注意喚起など、必要な情報を迅速に共有。

### 3. 保育園と保護者が「共育て」する姿勢の強化

保護者参加型行事の充実：誕生日会や親子行事などを通じて、保育への理解と協力を深める。

保育方針の共有：懇談会や園だよりで、園の保育理念や子どもへの関わり方を伝える。

## ▲ 政策・制度面の最新動向（2025年）

「子ども・子育て支援加速化プラン」（2025年4月本格始動）

「子ども誰でも通園制度」：就労の有無に関係なく、柔軟に保育を利用できる制度が一部自治体で開始。

育児期の短時間就労支援給付：保護者の就労と育児の両立を支援する新制度。

保育士配置基準の改善：1歳児の配置基準が「職員1人あたり6人」から「5人」に緩和され、保育の質向上を目指す。

「保育政策の新たな方向性」(子ども家庭庁)

地域のニーズに応じた保育提供体制の強化

保育人材の確保と待遇改善

保育DXによる業務効率化

---

グループワーク

予防接種をした後でも保育園で預かっていいのか？対応はそれぞれの園で、どのようにされているか

厚生労働省や子ども家庭庁のガイドライン、保育現場の実例などをもとに考察

---

【結論】原則として、予防接種直後の登園は控えることが望ましい

◆ 【理由と根拠】

1. 厚生労働省・子ども家庭庁のガイドライン

- ・「保育所における感染症対策ガイドライン（2023年改訂）」では、予防接種後の副反応（発熱・倦怠感など）への注意喚起があり、接種後は安静に過ごすことが推奨されています。
- ・特に「激しい運動は避ける」「接種後15～30分は医療機関内または近くで様子を見る」などの記載があり、保育園での通常保育はこの条件に合致しないと解釈することもできます。

実際の保育現場では、予防接種後に登園した子どもが昼寝後に発熱（37.9°C）し、保護者に連絡したケースが報告されています

・保育士等は「子どもは自分の体調を言葉で伝えられないため、異変に気づきにくい」とし、接種後の登園は避けるべきとの意見が多く見られます。

副反応の可能性と保育園の対応限界

・接種後は副反応が出る可能性があり、保育園では医療的な対応ができないため、万が一の事態に備える意味でも家庭での様子見が推奨されます。

---

【推奨される対応】

接種は休園日や早退日、午前保育の日に行う：

・保育士や保護者の多くが「接種は登園しない日」に行うよう

工夫する方向でうごいていることの現状があります。

・登園する場合は事前に保育園と相談し、体調変化に備えた連絡体制を整える：

保育園によっては、接種後の登園を認めているケースもありますが、

保護者の連絡先や緊急対応の準備が必要です。

---

## 【参考資料】

- [保育所における感染症対策ガイドライン（2023年改訂）](#)
  - [厚生労働省 予防接種情報ページ](#)
- 

ネパール語が主言語の子ども（日本語が話せない）に、どのように保育園の保育士は対応したらよいか、具体的な策は？

 ネパール語しか話せない子どもへの保育士の対応策

1. 言葉に頼らないコミュニケーションの工夫

- ・表情・ジェスチャーの活用

笑顔や身振り手振りは、言語を超えて安心感を与える手段です。例えば「大丈夫？」はネパール語で「ठीक छ？ (Thik chha?)」と声をかけると、子どもが安心しやすくなります。

簡単なネパール語の習得

「痛い？」→「दुख्यो? (dukhyo?)」など、日常的な言葉を少し覚えて使うことで、子どもとの距離が縮まります。

2. 視覚支援の活用

- ・絵カードやイラスト

「トイレ」「靴」「片付け」などを絵で示すことで、言葉が通じなくても行動を促すことができます。

- ・園生活の流れを絵で示す

朝の支度や昼寝など、園でのルーティンを視覚的に伝えることで安心感を与えます。

3. 遊びを通じた関係づくり

- ・ごっこ遊びや制作活動

言葉がなくても一緒に遊ぶことで、自然なコミュニケーションが生まれます。

- ・周囲の子どもとの協力

他の園児が自然に関わるよう促すことで、言語の壁を越えた関係性が築けます。

4. 保護者との連携と配慮

- ・翻訳ツールやイラスト付きのお便り

園のルールや持ち物などを伝える際は、翻訳アプリや視覚資料を活用しましょう。

文化的背景への理解

食事や生活習慣、宗教的配慮など、ネパールの文化を尊重した対応が求められます。

5. 園全体での体制づくり

- ・多言語支援体制の構築

通訳者の派遣やICT機器の活用など、自治体や支援団体と連携して園全体で対応できる体制を整えることが重要です。

## ネパールの食文化を具体的に教える

---

### ネパールの食文化の特徴

#### 主食と食事スタイル

- ・主食は米（インディカ米）や小麦、トウモロコシ。特に「ダルバート（豆スープ+ご飯+副菜）」が国民食として定着しています。
- ・食事は1日2回+間食が一般的。朝食は軽め、昼食がメイン、夕食は控えめで、午後には「カジャ」と呼ばれる軽食を摂る習慣があります。

### 代表的な料理

#### 料理名 説明

ダルバ豆スープ（ダル）+ご飯（バート）+野菜カレー（タルカリ）+漬物（アチャートル）などをワンプレートで提供 ※保育園での給食提供スタイルと異なる  
モモ 蒸し餃子。鶏肉・水牛・野菜などを包み、トマトベースのソースで食べる  
セクワ スパイスで漬け込んだ肉の串焼き。

トウク パ チベット由来のスープ麺。寒冷地で好まれる。

セルロ ティ 米粉で作るドーナツ状の揚げ菓子。祭事でよく食べられる。※しばらく日本食の給食に慣れない子どもに米粉で作るドーナツ状の揚げ菓子を提供することで、不足カロリーを補いながら徐々に日本の食生活に慣れ親しんでもらう等…

アル・ア

チャースパイスで味付けしたジャガイモの漬物。

ル

---

### スパイスと味付けの特徴

- ・ 香り重視で辛さ控えめ：インド料理ほど強烈ではなく、クミン・コリアンダー・ターメリックなどを調和的に使用。
- ・ 家庭ごとに異なる「マサラ」配合：各家庭の味を決めるスパイスブレンドが存在。

---

### 宗教・文化的背景

- ・ ヒンドゥー教・仏教の影響：牛肉は避けられ、菜食中心の家庭も多い。 [\[nepal-nepa...nablog.com\]](http://nepal-nepa...nablog.com)
- ・ 手食文化：右手のみを使って食べるのが礼儀とされ、食材の感触を楽しむ文化が根付いています。

---

## 地域ごとの食文化の違い

| 地域             | 特徴                                    |
|----------------|---------------------------------------|
| 山岳地帯           | 発酵食品や保存食が中心。ヤクの乳製品や干し野菜など             |
| 平野部（タライ地<br>方） | 米中心でインドの影響が強いスパイシーな料理が多い              |
| 都市部            | 中華・チベット・インドの融合料理が増加。チョウメン（焼きそば）なども人気。 |

---

## 飲み物文化

- チャイ（スパイス入りミルクティー）：ジンジャーやカルダモン入りで、家庭や屋台で広く飲まれる。
  - トゥンバ・ロキシー：発酵穀物や蒸留酒など、伝統的な酒文化も存在。
- 

## 祭事と食文化

- ティハール・ダサイン：セラロティや肉料理など、特別な料理が振る舞われる。
  - プジャ（供物）：神への祈りとともに料理が捧げられる宗教儀式も多い。
- 

ネパール料理は「辛すぎず、油っぽくなく、野菜が多い」ため、日本人にも非常に親しみやすい食文化です。もし保育園でネパール出身の子どもや保護者と関わる際には、こうした文化的な背景を理解しておくと、より良い関係づくりに役立ちます。

食べ物や飲み物を囲みながら会話をすることには、心理的・社会的・文化的に多くのメリットがあります。そういった意味においては、親子クッキング等はコミュニケーションをとり、信頼関係を深めるのに適した行事と言えます。

---

## 食事を伴う会話のメリット

### 1. 心理的安心感とリラックス効果

- 食事は人の緊張を和らげ、自然な雰囲気を作り出します。
- 飲み物（お茶・コーヒーなど）を手にすることで、手持ち無沙汰が解消され、会話がスムーズになります。
- 特に初対面や異文化間の交流では、食事が「共通の体験」となり、距離を縮めるきっかけになります。

### 2. 会話のきっかけが生まれやすい

- 「この料理、どこの国のもの？」「辛さはどう？」など、食べ物そのものが話題になります。

- 食文化や好みを通じて、個人の背景や価値観を自然に共有できます。
3. 協調性・信頼関係の構築
- 一緒に食べることで「仲間意識」が生まれ、協力的な関係が築きやすくなります。
  - 保育園や職場などの集団生活では、食事を共にすることで「共育」「共働」の感覚が育まれます。
4. 非言語コミュニケーションの促進
- 食べ方、選ぶもの、タイミングなどから、言葉以外の情報が伝わります。
  - 特に言語が異なる相手（例：ネパール語しか話せない子ども）との交流では、食事を通じて安心感や親しみを伝えることができます。
5. 文化理解と多様性の尊重
- 異なる食文化を共有することで、相手の背景や価値観への理解が深まります。
  - 保育園などでは、外国籍の保護者や子どもとの関係づくりにおいて、食文化の尊重が信頼構築に繋がります。

---

#### 保育園での活用例

保護者懇談会での茶菓子提供：会話が弾みやすく、保護者同士の交流も促進。

多文化給食の日：ネパール料理などを取り入れ、子どもたちが異文化に触れる機会に。

食育活動と会話の融合：食材に触れながら、子どもたちが自然に言葉を使う場面を作る。

---

就学時健診等、大きなイベントについては、事前に個別の保護者面談をすることがとても有効です

コロナ前と現在では、保育園の運営や子育て環境に  
さまざまな変化が生じています。

具体的な違いや影響を一緒に考えてみましょう。

#### 保育園の状況の変化

##### 1. 感染対策の常態化

- 登園・降園時の検温、手指消毒、マスク着用が日常化。
- 保育者のマスク着用は定着し、  
子どもとの表情のやりとりに影響が出たという声も。  
**幼少期 人の表情を見て育つ**

=子どもの目の発達・成長をれいにとり…

感覚統合 脳の発達 幼少期は 特に0～3歳の間

感覚が急速に発達する（視覚・聴覚・触覚・・・）  
赤ちゃんが「顔の輪郭をぼんやり認識する」「両目でものを追う」  
「色や奥行きを認識する」  
この時期に人の表情を見るということは、脳の感覚統合、**空間認知**、距離感の獲得に不可欠であり = **言語**・運動・**情緒**・社会性の発達にも影響を与えている  
真似る=相手の半分が見えない しゃべる=口を動かす  
孤食個食…

## 2. 行事・活動の見直し

- 運動会やお泊まり会などの行事が縮小・中止されるケースが多発。
- アフターコロナで再開されたものの、規模や内容が変更された例もあり、保護者からの不満も見られる。

## 3. ICT（情報通信技術）の導入と保育 DX（デジタルトランスフォーメーション）

ICT（情報通信技術） = **業務の効率化**を目的とした「手段」

→登園降園アプリ、連絡帳アプリ、請求業務のクラウド化等…

保育 DX（デジタルトランスフォーメーション） = 保育の在り方そのものを変革する目的  
AIによるシフト最適化、データ分析による保育の質の向上、保護者との関係性の再構築等

- 保護者との連絡や園内業務に ICT ツールの活用が進み、東京都内では特に導入率が高かった。
- こども家庭庁は、**保育 DX（デジタル化）**を推進し、業務効率化や保育の質向上を目指している。

保育 DX は、単なる ICT の導入にとどまらず、保育の在り方そのものを変革する取り組みです。保護者との関係性再構築においては「信頼」「協同」「**可視化**」「**個別対応**」が鍵となる。可視化 手引きや個別対応計画を即座に提示できるようになってきた

保護者からのクレームに対して、「感情に寄り添い、状況を分析し、改善策を提示する」流れを組織的に実施することが容易になった。

=子育て支援・保護者支援において 変わった保育現場において、どんなことがうまくいって、どんなことが逆にやりづらくなっているのか

（経済的困窮している家庭）line 情報格差（デジタルバイト） 家系図 ジジェノグラム 安心エリア（セーフティーゾーン）過度な刺激から離れられる場所 協力型・非競争型の種目が取り入れられている

音 音の過敏さに対して耳栓ノイズキャンセリングヘッドホンの活用 段取り事前の

2025 年（問題）には、保育園利用者数がピークを迎える 定員割れや保育士不足が深刻化する

保育士の役割とスキルの変化 2024 年出生率 = 68 万人を下回り、はじめて 70 万人を割り込んだ とくに 3 歳未満の子供を育てる家庭では“経済的困難の割合が高い”支援の必要性が急務 = 困窮家庭の子供は、発達の遅れや虐待のリスクにさらされやすい 早期発見と早期介入が重要

2025 年度こども家庭庁の予算は 7.3 兆円に達し

前年比 17.8 % 増加 こども未来戦略にもとづく加速化プランの本格的な実施

#### 4. 保育者の負担と人材確保

- 感染対策や **保護者対応の増加** により、保育者の業務負担が増加。
- 処遇改善や人材確保のための政策が強化されている。

### 子育て事情の変化

#### 1. 保護者の心理的变化

- 「神経質になった」「他の保護者との関係づくりが難しくなった」といった声が多く、特に都市部で顕著。
- 対面での交流が減り、孤立感を抱える保護者も増加。

#### 2. 子どもの生活・行動の変化

- 黙食や距離を取った遊びなど、社会的ルールの変化が子どもの行動に影響。
- 一方で、子ども自身の対人関係や遊びの様子には大きな変化は見られなかったという調査結果も。

#### 3. メディア接触の増加

- 登園自粛期間中に、**タブレットやスマホ、YouTube などへの接触**が急増し、保育者から懸念の声。

#### 4. 子育て支援の見直し

- 「こども誰でも通園制度」など、家庭の状況に応じた柔軟な支援制度が導入されつつある。
- 地域の子育て支援や家族支援の充実が政策の柱に。

### 見えてきた課題と可能性

- **行事の縮小や保護者との接点の減少**は、**子どもや家庭の成長機会に影響を与える一方で、保育のあり方を見直す契機にもなりました。**
- 子ども主体の活動への転換や、衛生観念の向上など、ポジティブな変化も見られます。

ファミリーサポート事業(ファミサポ) 相互援助活動 社会的機能

# 「保育所等における在園児の保護者への子育て支援相談等を通じた個別的な対応を中心に」について

事務連絡 令和5年3月31日 都道府県 各 指定都市 保育担当課 御中 中核市 厚生労働省 子ども家庭局保育課 「保育所等における在園児の保護者への子育て支援 相談等を通じた個別的な対応を中心に」について 保育施策については、日頃より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。 保育所等における「保護者に対する子育て支援」は、厚生労働省「保育所等における 保育の質の確保・向上に関する検討会」の議論のとりまとめ（令和2年6月26日）において、乳幼児期の子どもとその保育に関する基本的な考え方に関連して今後検討すべき事項のひとつとされました。 また、厚生労働省「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」の議論のとりまとめ（令和3年12月20日）では、保育所が保護者からの相談時に効果的な対応ができるようになるため、対応に当たっての手引きの作成等について検討すべきとされました。 こうしたことを踏まえ、令和4年度、厚生労働省では「保育所等における保護者支援 の在り方に関する研究会」を開催し、上記の検討会における議論のとりまとめや令和3年度に実施した実態調査の結果とともに、有識者ヒアリング、先行研究・事例・資料等をもとに、保育所の特性を生かした子育て支援の在り方について検討し、保育所等の現場において活用いただくための資料として「保育所等における在園児の保護者への子育て支援相談等を通じた個別的な対応を中心に」を作成しました。 各都道府県・指定都市・中核市保育担当課におかれましては、本資料について管内の市区町村及び保育所等に周知いただくとともに適宜ご活用いただきますようお願い申し上げます。

考察の内容を紹介しています。

## 令和4年度 保育所等における子育て支援の在り方 に関する研究会報告書

- ・ [「保育所等における在園児の保護者への子育て支援」手引き \(PDF／10,201KB\)](#)
- ・ [手引き概要版 \(PDF／1,352KB\)](#)

保護者支援・子育て支援において

これまでの保育で「うまくいったこと」

うまくいかなかつたこと…どのような「対応」をしてきたか

どのような対応をするのが、望ましかったか

保育士「等」/チーム/組織/保育（生活まるごと）「園の理念」

例：早期発見(早期療育)

園で社会資源をどのようにつかっているのか

| 用語        | 意味や内容                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保育所等      | 保育所、保育を提供する認定こども園、地域型保育事業所（小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業）が含まれます。                                                                                                                                                    |
| 保育士等      | 保育士だけでなく、施設長、看護師、栄養士などの保育所の他の職員も含まれます。                                                                                                                                                                                   |
| 関係機関      | 児童相談所、福祉事務所、児童発達支援センター、障害児相談支援事業所、知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所、発達障害者支援センター、児童福祉施設、里親、児童委員、児童家庭支援センター、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター、生活困窮者自立支援相談機関、社会福祉協議会等福祉分野の機関のみならず、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、医療機関、学校、教育委員会、警察、法務局、人権擁護委員、民間団体、公共職業安定所等。 |
| 社会資源、地域資源 | 社会資源とは子育てに関わる人や組織が課題を抱えたときに、解決に向けた支援や援助を提供できる制度や施設、団体等を指します。地域資源は特に、その機能をもつ身近な施設や団体等をのことを指します。                                                                                                                           |

## 関係機関や制度

地域の関係機関や事業、制度です。地域によって名称等が異なります。

保育所等のある地域での名称や各機関の担当者、園内の担当者等を確認してみましょう。

| 機関                    | 事業内容                                                                                                                  |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市町村                   | 保健センター等の母子保健部門や子育て支援部門等があります。保健センターは、健康相談、保健指導、健康診査など、地域保健に関する事業を地域住民に行うための施設です。                                      |
| 要保護児童対策地域協議会<br>(要対協) | 要支援児童等（要保護児童とその保護者、要支援児童、特定妊婦）に関する情報の共有や支援を行うための協議を行う場です。                                                             |
| 児童相談所<br>(児相)         | すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に發揮できるように家族等を援助することを目的として設置された機関です。                                                     |
| 福祉事務所<br>(家庭児童相談室)    | 家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談指導業務を充実強化するために設置された機関です。                                            |
| 児童発達支援センター            | 主に未就学の障害のある子どもへの発達支援やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害のある子どもやその家族の相談支援、障害のある子どもを預かる施設への援助・助言を行う（地域の中核的な支援施設）施設です。 |
| 児童発達支援事業所             | 主に未就学の障害のある子どもに対して、身近な地域で発達支援やその家族に対する支援を行う施設です。                                                                      |
| 民生委員                  | 厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々です。下記の「児童委員」を兼ねています。                                  |
| 児童委員（主任児童委員）          | 地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う方々です。                                                    |

|                                           |                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域子育て支援拠点                                 | 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場です。                                                                                            |
| 地域型保育<br>(家庭的保育、小規模保育、<br>居宅訪問型保育、事業所内保育) | 地域における多様な保育ニーズへの対応や待機児童解消のため、保育所等より少人数の単位で乳幼児を保育する事業です。                                                                           |
| 市区町村子ども<br>家庭総合支援拠点                       | 自治体内のすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とし、その福祉に<br>関し、必要な支援に係る業務を行うとともに、要支援児童等への支援業務の<br>強化を図る事業を行う機関です。                                       |
| 子育て世代包括支援センター                             | 主として妊産婦及び乳幼児並びにその保護者を対象とし、妊娠期から子育て<br>期にわたり、母子保健施策と子育て支援施策を切れ目なく提供するため、実<br>情を把握し、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要に応じて支<br>援プランの策定を行う機関です。 |
| こども家庭センター                                 | 上記の市区町村子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターが一<br>体的に相談支援を行う機関です。令和6年度から設置される予定です。                                                            |
| ファミリー・サポート・セン<br>ター事業（子育て援助活動<br>支援事業）    | 子育ての「援助を受けたい人（依頼会員）」と「援助を行いたい人（提供会員）」<br>が会員となり、地域で相互援助活動（有償）を行う事業です。                                                             |
| 利用者支援事業                                   | 子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域<br>の子育て支援事業等を円滑に利用できるようサポートする事業です。                                                             |
| 保育所等訪問支援事業                                | 保育所等に通う障害のある子どもについて、通い先の施設等を訪問し、障害<br>のある子ども本人に対して集団生活への適応のための専門的な支援を行うこ<br>と、また、保育所等のスタッフに対し支援方法等の指導等を行う事業です。                    |
| 巡回支援専門員整備事業                               | 任意の市町村事業です。地域の一般的な子育て支援施設に、相談員が直接訪<br>問し、保育や子どもへの対応について助言などを行います。                                                                 |



## 厚生労働省

オンデマンド動画＝理論（考え方のヒント）  
子どもがパニックになってしまう等 観察の共有？  
ネグレクト＝飲み込む・流し込む食べ方  
プール遊び＝見学したい（ピンク水着）  
散歩＝行かせたくない  
しうがい＝運動会参加させたくない  
遠足＝行かせたくない（おやつ）  
経済的 病気 ご夫婦 発達

## 保育所等における在園児の保護者への子育て支援 相談等を通じた個別的な対応を中心に 【概要版】

### 基本編

#### 1. 保育所等における子育て支援の意義と役割

##### (1) 子育てをめぐる保護者の現状と支援のニーズ

- 子育て家庭の抱える支援のニーズは幅が広いため、その中には、保育士等が共感しづらいこと、把握しにくいもの、保護者とは捉え方が異なるものが含まれます。
- 支援にあたっては、個々の保護者の意向や状況等に合わせて、適切なアプローチやタイミングを考えましょう。

##### (2) 保育所等における子育て支援の目的と意義

- 保護者が子どもの育ちや自身の子育てを肯定的に受けとめられるような働きかけや環境づくりに努めましょう。
- 日頃の丁寧な関わりによって保護者との間に生まれる相互の信頼が相談の土台になります。
- 子どもや保護者のわざかな様子の変化から、支援を必要とする家庭に気づいたり、保育に関する専門的な知識や経験を生かした子育ての相談・助言をできるのが保育所等の強みです。

##### (3) 地域の中で保育所等に求められる役割

- 日常的な関わりの中で、保護者からの相談を受け入れたり、保護者の様子を見ながら支援に向けて働きかけましょう。
- 経済的な困窮や健康面での問題など、深刻な問題がうかがえる場合には、目に見える状況を多様な観点から捉えなおし、保護者の複雑な支援ニーズを見極めながら、適切な支援が受けられるように関係機関等へつなぎましょう。
- 子育て支援に関わる地域全体の様々な資源について理解し、保育所等の位置づけや強み、役割等を捉え、関係機関との連携を図りましょう。

#### 2. 保育所等における子育て支援の基本

##### (1) 支援に際しての基本姿勢

- 保護者の話を聞くときには、保育士等の価値観や判断基準からではなく、まずは話の内容をそのまま受けとめ、なぜそういった言葉が出たのかその意味や背景にあるいろいろな思いをありのままに理解するようになります。
- 子どもにとっての最善の利益を第一に考慮し、長期的な視点をもって支援を保護者と一緒に考えていきましょう。
- 職務において知りえた個人情報・プライバシー情報は決して他者にもらさないようにしましょう。

##### (2) 組織としての体制構築

- 全職員で共有している園の方針にしたがって、一貫した姿勢で保護者に対応しましょう。
- 保育士等が一人で抱え込まないためにも、職員間での情報共有、役割分担、協力関係など、円滑な連携に向けた組織体制の構築に努めましょう。
- 管理職の重要な役割として、どんなことでも互いに伝え合える職場環境づくり、保護者対応を含めた業務の負担の調整、問題が生じたときの速やかな状況把握と適切な対応などがあげられます。
- 法令等を遵守して、得られた情報を適切に管理・共有しましょう。

1

### 保育施設における虐待の事例について直近最新の事例から考える

#### 2025 年に報道された最新の不適切保育・虐待事例 以下

##### 2025 年の最新事例（報道日順）

● 2025 年 7 月 15 日：千葉県船橋市

Milky Way International Nursery 下総中山校にて不適切保育が報告されましたが、詳細は非公開です。

● 2025 年 7 月 15 日：大阪府大阪市

くらいす保育園で施設長による不適切保育があったとされ、詳細は不明です。

● 2025 年 7 月 9 日：千葉県旭市

2歳児の胸ぐらをつかんだとして、保育士が傷害容疑で逮捕されました。

● 2025 年 7 月 8 日：東京都中央区

認可保育園で保育士による虐待が疑われる不適切保育が発生。

● 2025 年 7 月 3 日：京都府宇治市

市立保育所にて、厳しい言葉がけや対応が不適切保育として問題視されました。

● 2025 年 4 月 9 日：東京都中野区

区立保育園での不適切保育が発覚し、園から警察に相談が行われました

● 2025 年 4 月 2 日：千葉県四街道市

学童保育にて、大声での叱責や本で頭を叩く行為が報告されました。

● 2025 年 3 月 4 日：東京都江戸川区

主任 保育士が宙吊りや押し倒しなどの行為を行ったとされ、重大な不適切保育として報道されました。

## 背景と傾向

- 全国の認可保育園を対象とした調査では、不適切保育が 914 件報告され、そのうち約 1 割が虐待に該当する深刻な内容でした。
- 背景には、保育士の **人手不足** や **過重労働**、**職場の疲弊** があると指摘されています

### 2025 年版 不適切保育の最新データ動向

#### 全国認可保育園調査 (AERA 報道)

- 不適切保育件数：914 件 (全国の認可保育園対象)
- そのうち虐待に該当する件数：約 1 割
- 主な背景：保育現場の疲弊、人手不足、職員の精神的負担

「2025 年版不適切保育と社会的水準に関する定点調査」(2025 年 5 月 16 日発表)

#### 調査概要

- 実施期間：2025 年 4 月 23 日～24 日
- 対象：保育園に子どもを預けている保護者 109 名
- 実施方法：インターネット調査

#### 主な結果

- 92.7%の保護者が「不適切保育のニュースをきっかけに保育現場の対応を気にするようになった」と回答 (2023 年比 +7.4pt)
- 69.3%の保護者が「子どもへの普段の接し方を気にするようになった」(+17.7pt)
- 保育士に求めること：
  - 「子どもひとりひとりの尊厳」：70.7%
  - 「優しい口調の声かけ」：56.6%
  - 「子どもへの傾聴」：50.5%
  - 「物事を強要しない配慮」：42.2%

#### 保育の質に対する意識の高まり

- 保護者の間で「保育の質」への関心が急上昇
- 保育者には専門性の向上と倫理観の醸成が求められている
- 行政による監督体制の整備と、保護者との円滑なコミュニケーションが不可欠



- 
- 保護者支援の重要性として「保護者の悩みを聞くこと」「的確なアドバイスを提供すること」「感情的な対応を避けること」
  - 連絡帳を通じた保護者支援が、悩みの早期発見と対応につながること

### 〔グループワーク〕

保護者支援子育て支援を考えるとき

様々なワードが上がる

「対象年齢 0～5・6歳」「3歳未満」

「保護者支援・子育て支援」

項目

「しうがい児… 四肢・発達面…」

「医療的ケア児… 先天的～後天的な…」

「保護者ご自身のサポート…」

(経済面・0歳～×、里親

精神面 ひとり親家庭・ふたり親家庭

「離乳食を食べてくれない」「病院にどこにかかったらよいのか」「ころぶ」「おむつトレンジング」「睡眠不足→朝起きられない 朝登園時間守れない」…

様々な視点があるが、実際に

保護者支援・子育て支援では、どのような対応をしているのか、お互いの園の情況を話し合ってみる。「うまくいったケース」「うまくいかなかったケース」「試行錯誤しているケース」

…

### 〔グループワーク〕

多かれ少なかれ、悩み・課題を抱えているご家庭・保護者があります。

経済的困窮、離乳食を作ったことが無い作れない、子育て支援施設について、病院のかかり方について、小学校就学に向けて、どんな準備が必要か、発達障害について相談に乗ってもらえる施設、どのような資源 地域資源 人（専門家・地域の人々・ファミリーサポートセンター）施設 病院… いろいろな資源とどのように連携できるか

「子育てを取り巻く課題に対してファミリーサポートを活用する」

ファミリーサポートとは？

ファミリー・サポート・センター事業は、地域の子育て支援の一環として、保護者同士が「援助を受けたい人（依頼会員）」と「援助を行いたい人（提供会員）」として登録し、相互に助け合う仕組みです。1994年に国の事業として始まり、現在では全国の市区町村で展開されています

---

## 活用の具体例と機能

以下のような場面で活用されています

### 保育園・幼稚園の送迎

- 保護者の就労や通院時の一時預かり
- 兄弟の学校行事参加時の下の子の預かり
- 保護者のリフレッシュ目的の預かり

ファミリーサポートが「保護者の自立支援」「地域の教育力向上」「不適切な養育の予防」にもつながる社会的機能を果たしています

---

## 最新の動向（2025年）

### 1. 利用者数と課題

令和7年度の調査によると、依頼会員数は約53万人、提供会員は約12万人と、依頼側のニーズが急増している一方で、提供側の人材不足が課題となっています

### 2. 提供会員の高齢化

提供会員の年齢層は60代以上が約43%を占めており、今後の担い手確保が重要視されています。

### 3. 支援の多様化

従来の「預かり」だけでなく、障害児支援や医療的ケア児の送迎など、より専門性の高い支援への対応が求められています

### 4. 地域連携の強化

保育所・児童館・福祉施設・医療機関などとの連携が進み、地域ぐるみで子育てを支える体制が整備されつつあります

---

## まとめと今後の展望

ファミリーサポートは、単なる預かり支援にとどまらず、保護者の孤立防止、地域の教育力向上、虐待予防など多面的な役割を果たしています。今後は、提供会員の育成と支援の質の向上、地域連携のさらなる強化が鍵となります。

---

具体的な自治体のファミリーサポート制度や、利用方法の案内等、保護者支援の観点から、どのような声かけや関わり方が有効かについても併せて、事前に準備をしておけるとよいです。

最新版ガイドライン：こども家庭庁（令和5年5月発行）

正式名称：

「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」

発行元：こども家庭庁

発行日：令和5年（2023年）5月

資料リンク：[PDF全文はこちら](#)

ガイドラインの主な内容

## 1. ガイドラインの目的

- 保育施設における虐待や不適切保育の未然防止と、発生時の迅速かつ適切な対応を目的としています。
- 保育士・保育教諭等による子どもへの関わりについて、子どもの人権・人格の尊重を基本としています。

## 2. 虐待・不適切保育の定義と具体例

虐待の4類型

| 類型    | 内容             |
|-------|----------------|
| 身体的虐待 | 暴力による外傷やその恐れ   |
| 性的虐待  | わいせつな行為をする・させる |
| ネグレクト | 減食、長時間放置、職務怠慢  |
| 心理的虐待 | 暴言、拒絶的対応、心理的外傷 |

不適切保育の例

- 大声で叱る
- おむつ交換を怠る
- 子どもを無視する
- 強制的な指導や過度な制限

## 3. 保育施設の対応フロー

- 日々の保育の振り返り
- 虐待かどうかの確認
- 市町村への相談・通報
- 指導を踏まえた対応
- より良い保育の実現に向けた改善

#### 4. 自治体の対応

- 相談・助言・支援の提供
- 通報受理後の事実確認・立入調査
- 虐待と判断した場合の対応とフォローアップ

「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」について  
こども家庭庁が令和5年（2023年）5月に公表した公式資料をもとに、考えてみましょう

#### ガイドラインの目的と背景

このガイドラインは、保育所・認定こども園・地域型保育事業所・認可外保育施設などにおいて、職員による虐待や不適切な保育を防止し、発生時に適切な対応を取るために策定されました。

背景には、全国で保育施設職員による虐待事案が相次いだこと、自治体によって対応にばらつきがあったことがあります。

#### 虐待と不適切な保育の定義

ガイドラインでは、以下の4つの虐待類型を明確に定義しています：

1. 身体的虐待：暴力によって子どもの身体に傷害が生じる、またはその恐れがある行為。
2. 性的虐待：わいせつな行為をする、またはさせること。
3. ネグレクト（育児放棄）：著しい減食、長時間の放置、職務怠慢など。
4. 心理的虐待：暴言、拒絶的対応、心理的外傷を与える言動。

また、「不適切な保育」とは、虐待には至らないが子どもの心身に悪影響を与える可能性のある行為を指します。

#### 保育施設での対応フロー

保育施設が虐待や不適切な保育を疑った場合の対応は以下の通りです：

1. 日々の保育の振り返り：職員間で保育の質を確認。
2. 虐待かどうかの確認：行為の内容を精査。
3. 市町村への相談：疑わしい場合は速やかに報告。
4. 指導を踏まえた対応：自治体の指導に基づき改善。
5. より良い保育の実現：継続的な質向上を目指す。

#### 自治体の対応

市町村や都道府県は以下のような対応を求められます：

- 保育施設への助言・支援

- 通報を受けた場合の事実確認・立入調査
- 虐待と判断した場合の対応とフォローアップ

#### 実施上の留意点

- 虐待かどうか判断が難しい場合は、子どもの立場に立って総合的に判断する。
- 現場での過度な萎縮を防ぐため、明確な基準と対応策を示す。
- ガイドラインは今後の運用状況に応じて柔軟に改訂される予定。

#### 保育施設での虐待の実態と課題

##### ● 保育現場の人手不足と過重労働

保育士1人が多くの子どもを担当する状況が続いている、食事・トイレ・移動などの場面で急かす対応が虐待的行為につながる可能性が指摘されています

##### ● 幼稚園・認可外施設での対応のばらつき

保育所は厚労省管轄ですが、幼稚園は文科省管轄であり、調査対象から外れているケースもあるため、実態把握に限界があります

##### ● 不適切保育の具体例

- おむつを替えない
- 大声で叱る
- 戸外に閉め出す これらは虐待に該当する可能性があり、全国の保育所での実態調査が求められています

#### 法制度と行政の対応

##### ● 児童福祉法の改正（2025年）

- 虐待の疑いがある保護者との面会・通信制限の法的整備
- 一時保護委託先の登録制度創設
- 保育人材の配置基準見直しが検討中

#### ガイドラインの整備

こども家庭庁は「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を発表し、虐待の定義と対応手順を明確化しています

#### 保護者支援と連携の重要性

保育者は子どもだけでなく保護者の支援も担う役割があり、保護者の育児不安や孤立感に寄り添う姿勢が求められています

- 保護者支援の目的は「保護者が子どもにきちんと向き合えるようにすること」。
- 保育園と家庭での子どもの様子を共有し、保護者の悩みを改善する計画を立てることが重要

#### 今後の課題と展望

- 保育施設における虐待の早期発見と通報体制の強化
- 保育士の研修と支援体制の充実
- 保護者との信頼関係構築と地域資源の活用
- 保育 DX (デジタルトランスフォーメーション) による業務改善と質の向上

#### 「乳幼児の虐待の最新動向」2025年時点での日本における乳幼児虐待の実態と対策

##### 最新統計と傾向（2025年時点）

厚生労働省の報告によると、2021年度（令和3年度）時点での児童虐待相談対応件数は約20.7万件に達しており、依然として深刻な社会問題となっています  
そのうち、虐待の種類別割合は以下の通りです  
心理的虐待：60.1%

- 身体的虐待：23.7%
- ネグレクト（育児放棄）：15.1%
- 性的虐待：1.1%

さらに、児童虐待による死亡事例は年間77人で、そのうち0歳児が65.3%、3歳以下が66.6%を占めており、乳幼児期に集中していることが明らかです

##### 一時保護・施設入所の状況

- 一時保護件数：約2.6万人
- 施設入所件数：約7,000人
- SBS（揺さぶられっこ症候群）に関する支援認知率：97.5%
- 育てにくさを感じても対応できると答えた保護者：80.1%

##### 政府・自治体の対応

- 全国の市町村の97.2%が児童虐待に関する支援センターを設置。
- 児童相談所の対応件数は年々増加しており、週に1人以上の子どもが虐待で命を落としているという報告もあります

##### 保護者支援の視点と課題

保護者の「気づき」と「声かけ」が子どもの安全と発達支援の第一歩とされ、地域・社会資源との連携が強調されています。特に、保育者には保護者の不安に寄り添い、信頼関係を築くことが求められています

く姿勢が求められています

また、保育現場では人手不足が深刻で、1人の保育士が多くの子どもを見ている状況が虐待の温床になりかねないとの指摘もあります

---

#### 乳幼児期の貧困と虐待の影響

乳幼児期は心身の発達が著しい時期であり、生活環境の不安定さは情緒・社会性・学習意欲に影響を及ぼす可能性があります。孤立した育児環境は保護者の精神的負担を高め、親子関係にも悪影響を及ぼすとされています

---

厚生労働省やこども家庭庁の資料によると、2025年現在も児童虐待の件数は高止まりしており、特に乳幼児に対するネグレクトや心理的虐待が増加傾向にあります

---

#### 最新動向：令和7年（2025年）児童福祉法改正のポイント

2025年4月18日、児童福祉法の改正が成立し、児童虐待防止対策が強化されました。主な改正内容は以下の通りです

- 一時保護委託先の登録制度創設  
虐待を受けた子どもが安心して生活できるよう、適切なケアを提供できる者を登録する制度が新設されました。
  - 面会・通信制限の整備  
虐待の疑いがある保護者との面会や通信が、児童の心身に有害な影響を及ぼすと判断された場合、制限できる法的根拠が整備されました。
  - 保育人材の確保と体制整備  
多様な保育ニーズに対応するため、保育人材の確保と事業体制の強化が盛り込まれています。
- 

#### 現状の統計と課題

- 児童相談所への虐待相談件数は年々増加傾向にあり、特に乳幼児（0～3歳）への虐待が多いことが報告されています。
  - 児童虐待による死亡事例の多くが乳児期に集中しており、早期発見と介入が重要です
- 

#### 保護者支援プログラムの取り組み

##### 健やか親子21（第2次）

母子保健事業の一環として、保護者支援を強化するための包括的支援センターの設置が進められています

- ・ 子育て世代包括支援センター  
妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供する拠点。保健師・助産師・保育士などが連携し、育児不安や虐待リスクのある家庭への支援を行います。
- ・ 母子保健事業の強化  
地域ごとの実施状況調査に基づき、支援の質とアクセス向上が図られています。

保護者支援・子育て支援

最新の情報～動向

2025年時点の国の政策、研究成果、現場の課題意識などを踏まえ、グループワークを交えましょう。

---

\* \* 保護者の目線 \* \*

普段から

\* 「安全」「安心」に気をつけていていること = 家庭と一緒に護っていくこと

緊急時に

\* お迎えにきてもらわないといけないこと（熱・ケガ等）

\* お願いしなくてはならないこと（災害時）

園の状態をいかに知っておいていただける環境か

大きな園から、家庭的保育に変わってうまくいった例

災害時の引き渡し等については、定期的に連携確認しておくこと

全体動向：2025年の子育て支援政策の潮流

「加速化プラン」の本格実施

2025年度のこども家庭庁予算は7.3兆円に達し、前年から17.8%増加しました。これは「こども未来戦略」に基づく「加速化プラン」の本格実施によるもので、以下の重点施策が含まれます

- ・ 児童手当の拡充（満額支給の対象拡大）
  - ・ 高等教育の負担軽減（授業料・入学金の減免）
  - ・ 育休支援の拡充（育児と就労の両立支援）
  - ・ **保育士の待遇改善と配置基準の見直し**
- 

最新の実態と課題（2025年版）

1. 幼児期家庭の貧困と支援の必要性

- ・ 2024年の出生数は68万人を下回り、初めて70万人を割り込みました。

- 特に3歳未満の子どもを育てる家庭では、経済的困難の割合が高く、支援が急務です。
- 若年層の所得が伸び悩み、子育て費用の負担が重くなっていることが背景にあります

## 2. 保護者支援の視点

- 保護者の「気づき」と「声かけ」が子どもの安全と発達支援の第一歩とされ、地域・社会資源等との連携が強調されています。
  - 保育者には、保護者の不安に寄り添い、信頼関係を築く姿勢が求められています
- 

### 子どもへの影響と支援の方向性

#### 幼児期の貧困が与える影響

- 幼児期は心身の発達が著しい時期であり、生活環境の不安定さは情緒・社会性・学習意欲に影響を及ぼす可能性があります。
- 孤立した育児環境は保護者の精神的負担を高め、親子関係にも悪影響を及ぼすと指摘されています

#### 保育所の役割と地域支援

- 保育所は「子育て支援拠点」として機能し、保護者との協働による支援体制の構築が進められています。
  - 地域の公園や支援センターを活用した「公園デビュー」など、孤立を防ぐ環境づくりも紹介されています
- 

#### 保育士・支援者に求められる視点

- 保護者支援は「指導」ではなく「寄り添い」と「共感」が基本。
  - 保護者の未熟さや不安を否定せず、自己決定を尊重する姿勢が重要です。
  - 保育士は、子どもの姿を読み取り、保護者に「見える形」で伝える役割を担います
- 

### 価値観が多様な時代の保護者対策、保護者支援

子育てを取り巻く社会環境は、時代によってどんどん変化します。それにともなって、保護者の考え方や、保育に求められるものも大きく変わり、子どもの成長・発達を支える保育士も、保護者と関わる上で必要な対策が変わってきています。

今回は、現代における子育ての動向から、保育園における保護者支援、保護者と向き合う方法について考えていきたいと思います。

子育て力が低い保護者も増えている

## 最新統計（2025年）

厚生労働省の報告によると、令和3年度（2021年度）時点での児童虐待相談対応件数は約20.7万件に達しており、依然として深刻な社会問題となっています

### 虐待の種類別割合

| 虐待の種類       | 割合    |
|-------------|-------|
| 心理的虐待       | 60.1% |
| 身体的虐待       | 23.7% |
| ネグレクト（育児放棄） | 15.1% |
| 性的虐待        | 1.1%  |

また、児童虐待による死亡事例は年間77人で、特に0歳児が65.3%、3歳以下が66.6%を占めています

### 一時保護・施設入所の状況

- 一時保護件数：約2.6万人
- 施設入所件数：約7,000人
- SBS（揺さぶられっこ症候群）に関する支援認知率：97.5%
- 育てにくさを感じても対応できると答えた保護者：80.1%

### ■ 政府・自治体の対応

- 全国の市町村のうち97.2%が児童虐待に関する支援センターを実施。
- 児童相談所の対応件数は年々増加しており、週に1人以上の子どもが虐待で命を落としているという報告もあります

---

保育所保護者支援・子育て支援に関する最新の事例やデータについて2025年時点で注目されている動向

## 最新データと調査結果（2025年）

### ■ 保育所利用とスマホ育児の実態

2025年6月の民間調査によると、保護者が育児目的でスマートフォンを週5日以上利用している割合は、1歳～6歳児で17.8%、7歳～9歳児では31.8%に達しています。背景には共働き家庭の増加や育児支援アプリの普及があり、保護者の多くが「スマホを適切に使うため家庭でルール作りを進めたい」と回答しています

### ■ 出生数の減少と国の対策強化

2024 年の出生数は 68 万人余りと、初めて 70 万人を下回りました。これを受け国は、若年層の所得向上や子育て支援の拡充、大学授業料の減免などの施策を強化しています

### 保育所・地域支援の最新事例

#### ■ 地域における子育て支援の実践

厚生労働省の研修資料では、保育所が地域の社会資源として果たす役割を強調しています。個別ケースに応じた支援の提案や、保護者との協働による支援体制の構築が重要視されています

#### ■ 保育士配置基準の見直し（2024 年度～）

2024 年度から保育士の配置基準が見直され、例えば 5 歳児の担当人数が 30 人から 25 人に変更されました。2025 年度以降は 1 歳児の基準も 6 対 1 から 5 対 1 へと変更

#### ■ 保育所における健康・安全管理の強化

保育所の健康管理に関するハンドブック等を改訂し、保護者支援にも活用できる内容に刷新したり、感染症対策や事故防止、アレルギー対応などが強化されています

### 保護者支援の新たな取り組み

#### 母子健康手帳の改訂（2023 年）

母子健康手帳が 11 年ぶりに改訂され、地域相談窓口の案内や父母・家族が記入できる欄が追加されました。デジタル化も進み、保護者支援のツールとしての活用が期待されています

母子健康手帳の改訂について 2025 年時点での改訂内容は、2023 年 4 月に実施された 11 年ぶりの大幅な見直しを基盤とし、保護者支援や地域連携を強化する方向で進化しています。

#### 母子健康手帳の主な改訂ポイント（2023 年 4 月～）

##### 1. 地域支援・相談窓口の案内欄の追加

- ・ 妊娠・出産・育児に不安を感じた際に相談できる「子育て世代包括支援センター」などの案内が新たに記載されました
- ・ 保健師や助産師など専門職との連携を促進する内容が盛り込まれています

##### 2. 保護者・家族が記入できる欄の追加

- ・ 父親や祖父母なども育児に関与できるよう、家族が記録できる欄が設けられました
- ・ 育児の共有やコミュニケーションの促進を目的としています。

##### 3. デジタル化の推進

- ・ 「母子健康手帳情報支援サイト」が開設され、手帳の内容を電子的に確認・記録できるようになりました

地域によってはスマホアプリとの連携も進んでいます。

### 改訂に伴う課題と現場の声

- ・ 「健診と予防接種以外では使っていない」「成長曲線が不安をあおるのでは」といった懸念の声も一部で見られます
- ・ 保育現場では、母子健康手帳を活用する機会が少ない園もあり、保護者支援に活かす体制づくりが求められています

### 政府・自治体の対応（2025年）

- ・ 2025年4月以降、母子健康手帳の様式がさらに見直され、発育曲線のグラフの最小値が調整されるなど、保護者の不安軽減を意識した改訂が行われました
- ・ 厚生労働省は「母子保健医療対策総合支援事業」の一部改正を通じて、手帳の活用促進と地域支援の強化を図っています

### 保育士・保護者支援との連携

- ・ 保育士向けのキャリアアップ研修では、母子健康手帳の活用方法や保護者との信頼関係構築についての講義が行われています
- ・ 保護者支援においては、「保護者の意志を尊重し、信頼関係を築く」「家庭環境を考慮し、適切な支援を行う」などの原則が強調されています

#### ■ 保育士キャリアアップ研修

保育士向けのキャリアアップ研修では、地域支援や保護者支援に関する事例知識の共有が重視されており、実践的な力を・・・と期待されていますね。

### 外部調査・政策提言（2025年）

- ・ みずほリサーチ＆テクノロジーズによる「令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業」では、地域型保育や企業主導型ベビーシッター支援などの事例が報告され、政策提言も行われています
- ・ 自治体によるデジタル支援事例（例：兵庫県姫路市）では、マイナンバーカードを活用した妊娠期～子育て期の切れ目ない支援が紹介されています

### 価値観が多様な時代の保護者対策、保護者支援

価値観が多様化し、生活スタイルも大きく変わりました。

同じ年齢の子どもがいる家庭でくらべても、「当たり前」は大きく異なります。

その「違い」を受け止めつつ、「保育園」として機能していくことが必要です。

保育園側がしっかりととした考え方を持ち、保護者からのクレームや不安を最小限に抑えていくことで、子どもの健全な発達を保証することにつながります。

日頃から、保護者とのコミュニケーションを大切にしながら、保護者への対策を続けていきましょう。

## ⌚ 2025 年度 保育士配置基準の最新動向（全体像）

2025 年度から、保育士の配置基準に関して以下のような大きな変更が導入されています：

| 年齢     | 旧基準  | 新基準（2025 年度） | 備考            |
|--------|------|--------------|---------------|
| 0 歳児   | 3:1  | 変更なし         |               |
| 1 歳児   | 6:1  | 5:1（加算措置）    | 条件を満たす施設に加算支給 |
| 2 歳児   | 6:1  | 変更なし         |               |
| 3 歳児   | 20:1 | 15:1         | 2024 年度に改正済み  |
| 4・5 歳児 | 30:1 | 25:1         | 2024 年度に改正済み  |

### 1 歳児の配置基準「加算措置」の詳細（2025 年度新設）

1 歳児については、現行の「保育士 1 人に対して園児 6 人」から、「5 人に 1 人」の配置を行う施設に対して加算措置が導入されました。これは、配置基準そのものの変更ではなく、以下の 3 つの条件を満たすことで加算対象となります

1. ICT 活用：登降園管理、記録・計画、保護者連絡、キャッシュレス決済のうち 2 項目以上を導入していること。
2. 職員の平均経験年数が 10 年以上：質の高い保育を担保するため。
3. 处遇改善等加算 I・II・III のすべてを取得していること

この加算措置は、将来的に「基準そのものの引き上げ（5:1）」へと移行することを見据えた段階的な施策です。

- ・日本の保育士配置基準は、OECD 諸国と比較して依然として低水準である
- ・保育士 1 人が担当する子どもの数が多すぎることで保育の質や安全性に影響が出ている
- ・保育士の待遇改善や専門性の向上も、配置基準の見直しと並行して進めるべきである

### 今後の展望と課題

- ・段階的な基準引き上げ：まずは加算措置で先行的に 5:1 配置を導入し、将来的には全国一律の基準改正を目指す方針。
- ・人材確保の課題：保育士不足が深刻な地域では、基準引き上げが逆に運営困難を招く懸念もあり、自治体ごとの柔軟な対応が求められています

- ICT 導入の推進：業務効率化と保育の質向上の両立を図るため、ICT 活用が加算条件に組み込まれています。

令和 7 年度は 1 歳児配置の「加算措置」が新設されました。

#### 1 | 配置基準とは

- 保育施設に最低限必要な保育士数を法令で定めたもの
- 園児の人数に応じて「何人に 1 人」を守らないと運営できない

---

#### 2 | 配置基準の見直しの背景

- 「子どもに対して保育士の数が足りない」という現場の声
- 不適切な保育の防止
- 保育の質の向上

これらの課題を解決するため、国は段階的に基準を引き上げ、経過措置や加算を設けて事業者の負担を和らげています。

---

#### 3 | ここ数年の動き

| 年度      | 主な変更内容                                                                                                               |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 5 年度 | 「子ども未来戦略」で、3～5 歳児は令和 6 年度、1 歳児は令和 7 年度に改善を決定                                                                         |
| 令和 6 年度 | <ul style="list-style-type: none"><li>– 3 歳児：20 人→15 人に</li><li>– 4・5 歳児：30 人→25 人に</li></ul> <p>(いずれも経過措置・加算あり)</p> |
| 令和 7 年度 | 1 歳児の「配置改善加算」を新設<br>(基準は 6:1 のまま、改善すると加算対象に)                                                                         |

---

#### 4 | 令和 7 年度から始まる「1 歳児配置改善加算」

- 現行基準：園児 6 人に保育士 1 人
- 加算対象：改善後に「園児 5 人に保育士 1 人以上」を実現した施設

#### 5 | 加算を受けるための 4 つの条件

以下の 4 つの条件があります。

- ① 1 歳児の配置数を「5:1 以上」に配置している
- ② 職員の平均経験年数が 10 年以上
- ③ 処遇改善加算 I・II・III の取得

#### ④ICT システムの活用

ICT システムには細かい条件があり、

登降園管理に加えて、「キャッシュレス決済」などの機能の導入をする必要があります。

処遇改善加算は、保育士等の処遇（給与・待遇）を改善するために国が支給する補助金制度で、以下の3区分に分かれています：

| 加算区分 | 主な目的               | 支給対象            | 支給方法                   |
|------|--------------------|-----------------|------------------------|
| 加算Ⅰ  | 経験年数や役職に応じた賃金改善    | 主任保育士、リーダー保育士など | 一時金または月額支給             |
| 加算Ⅱ  | キャリアアップ研修修了者への処遇改善 | 研修修了保育士         | 原則月額支給                 |
| 加算Ⅲ  | 特定の役割を担う職員への加算     | 保育リーダー、園長など     | 月額支給（2/3以上が月額であることが条件） |

#### 2025 年度の変更点と一元化の動き

令和 7 年度（2025 年度）から、処遇改善加算Ⅰ～Ⅲは「一元化」され、配分方法が大きく変更されました：

- 従来の区分（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）を統合し、施設ごとの裁量で配分できるようになりました。
- ただし、月額支給が 2/3 以上であることが条件とされ、一時金中心の支給は制限されます。
- 園長やリーダー職への配分も可能になり、役職者への処遇改善が柔軟に対応可能となりました

この変更により、各施設は職員の役割や研修状況に応じて、より実態に即した処遇改善ができるようになっています。

#### 加算取得の条件と実務対応

処遇改善加算を取得するには、以下の条件を満たす必要があります：

- キャリアアップ研修の修了者が一定数在籍していること（例：60 時間以上の研修修了者が A 名以上）
- 加算Ⅲの取得には、園内での役割分担が明確であること（例：保育リーダー、園長などの役職設定）
- 支給ルールの遵守（月額支給割合、報告書作成など）

#### 実務上の注意点

- ・ 加算取得後は、実績報告書の作成が必要です。支給額や配分状況を明記し、自治体へ提出します
- ・ 支給ルールが変更されたため、旧制度のままでは加算が満額支給されない可能性があります。2025年度以降は新制度に即した対応が求められます

---

「乳幼児を育児子育て中の保護者の悩み」に関する調査や最新動向について  
2025年時点の国内外の研究・統計・政策資料等をもとに考える

保護者の悩みの実態と背景（2025年）

1. 孤立感と育児不安の増加

- ・ 核家族化や転居による地域とのつながりの希薄化により、保護者が「孤育て」状態に陥るケースが増加。
- ・ 特に若年層（20代後半～30代後半）の約40%が5年以内に転居しており、育児支援体制の再構築が必要とされています

2. 育児力の低下と支援ニーズ

- ・ 厚生労働省の2025年統計によると、「育児力が低い保護者」の割合が増加傾向にあり、保育現場でも不安を抱える保護者が目立つようになっています
- ・ 保護者の中には、子どもとの関わり方がわからず、発達段階に必要な反応や甘えに対して精神的に落ち込むケースも報告されています

3. 育児に関する悩みの具体例

- ・ 食事、睡眠、発達の遅れ、保育者との関係、育児方針の違いなどが主な悩みとして挙げられています。
- ・ 特に「噛みつき」などの行動に対して、保護者が自分の育児に自信を失う場面が多く、保育者との共感的な関係構築が求められています

---

調査研究から見える傾向

ベネッセ教育総合研究所の調査（2024年）

- ・ 0～6歳の第1子を育てる母親・父親を対象に、役割意識・満足度・生活実態・悩み・支援ニーズなどを調査。
- ・ 「日々の悩み」では、育児と仕事の両立、子どもの発達への不安、育児方針の違い、孤独感などが上位に。
- ・ 支援への期待としては、「気軽に相談できる場」「専門家のアドバイス」「地域とのつながり」が挙げられています

## ■ 政策・支援体制の動向

### 支援センターの設置状況

- ・ 全国の市町村の 97.2%が児童虐待に関する支援センターを設置しており、支援体制の充実が図られています

### 保育所の役割

- ・ 保育所は「子育て支援センター」として、保護者同士の交流、相談、情報提供の場を提供。
- ・ 保育者は、保護者の主観的幸福感や育児意欲を高める存在として、専門性と共感力が求められています

### 保育者・支援者に求められる対応

- ・ 保護者の悩みに対しては「対策」ではなく「支援」の視点が重要。
- ・ 保護者の気持ちに寄り添い、子どもの最善の利益を中心に据えた関わりが求められます
- ・ 保育者の専門性を活かし、保護者の育児意欲を引き出す関係性の構築が鍵となります

「乳幼児を持つ保護者が子育てをする際に利用している子育て支援施設やあそび場の最新情報」について、皆さんはどのくらい知っているでしょうか

### 子育て支援施設・あそび場の最新動向（2025 年）

#### 1. 地域子育て支援拠点の充実

全国の自治体では、保護者が気軽に訪れる「子育て支援センター」や「地域子育て支援拠点」が整備されており、保護者同士の交流や育児相談、遊び場の提供が行われています。たとえば、横浜市旭区では「ひなたぼっこ」や「プレビパーク」など、保護者と子どもが一緒に遊びながら悩みを共有できる場が提供されています

#### 2. 保育所・幼稚園による開放型支援

認可保育所や幼稚園では、園庭や保育室を地域の親子に開放する「園庭開放」や「親子ひろば」などの取り組みが進んでいます。園に通っていない家庭でも利用でき、保育士との交流や育児相談が可能です

#### 3. 民間団体による柔軟な支援

NPO 法人などが運営する一時保育や親子遊び場も増加しています。たとえば「のはらネットワーク」では、乳幼児の一時保育や親子の遊び場を提供し、保護者の育児負担軽減に貢献しています

## 企業内資料から見える支援の方向性

### 1. 子育て支援センターの役割

企業内資料では、子育て支援センターが「生活と遊びを充実させて発達を促す機能」「保護者を支える機能」「地域の子育て支援拠点としての社会的機能」を担っているとされ、保護者の孤立を防ぎ、育児意欲を高める場として重要視されています

### 2. 公園デビュー支援

地域の公園や支援センターを活用した「公園デビュー」支援が紹介されており、保護者が安心して外遊びを始められるよう、支援者が寄り添いながら環境づくりを行っています

### 3. 保護者支援の視点

保護者支援は「指導」ではなく「寄り添い」「共感」が基本とされ、保護者の未熟さや不安を否定せず、自主性を尊重する姿勢が求められています

## 保護者の育児環境と課題

- 保護者の育児力が低下している傾向があり、支援センターや保育所が「育てにくさ」を抱える保護者への支援を強化しています
- 子育て支援施設は、保護者が他者と出会い、価値観を共有することで安心や勇気を得られる場として機能しています

## ご希望に応じた支援の活用方法

- 育児相談をしたい方：地域の子育て支援センターや保育所の開放日を活用。
- 親子で遊びたい方：公園デビュー支援や地域の遊び場（プレイパークなど）を利用。
- 孤立感を感じている方：NPO 法人や自治体主催の交流会・講座に参加。

保護者からご希望があった場合にすぐ使えるよう、園内で「地域別の施設一覧」や「利用方法」、「保護者向けの支援プログラム」などは備えられているでしょうか？

---

グループワークの内容から

乳幼児が白米しか食べたがらない

乳幼児が白米しか食べたがらない時期は、成長過程の一部であることも多いですが、栄養バランスや食習慣の形成を考えると心配になりますよね。原因の考察と対応策を考えてみましょう。

## よくある原因

- ・味や食感の敏感さ  
→ 野菜や肉の食感・匂いに抵抗があることがあります。
- ・安心感のある食べ物を好む  
→ 白米はシンプルで慣れ親しんだ味。安心できるから選んでいる可能性も。
- ・自己主張の始まり  
→ 「自分で選びたい」「嫌なものは拒否したい」という発達の一環。
- ・体調や発達段階の影響  
→ 歯の生え方、消化機能の発達、便秘なども関係することがあります。

## 白米しか食べない時の工夫

| 工夫             | 内容                      | ポイント                               |
|----------------|-------------------------|------------------------------------|
| 混ぜご飯にする        | 白米に野菜や魚を細かく混ぜる          | 最初はほんの少しかから始めて、徐々に量を増やす            |
| おにぎりにする        | 形を変えるだけでも食べること<br>があります | 見た目の楽しさや手づかみ食べの促進に                 |
| ふりかけや出汁        | 栄養価の高いふりかけや出汁で<br>を活用   | カルシウム入りや野菜入りのふりかけ<br>風味づけ<br>もおすすめ |
| 一緒に作る・選ば<br>せる | 食材選びや盛り付けと一緒に<br>する     | 「自分で選んだ」ことで食べる意欲が<br>高まることも        |
| 食卓の雰囲気を<br>見直す | 楽しい雰囲気、無理強いしない          | 食事=楽しい時間という印象づけが大<br>切             |

## 栄養面の補い方

- ・白米に混ぜる食材例  
→ しらす、ほぐした鮭、刻んだほうれん草、かぼちゃ、ひじき、納豆など
- ・スープや味噌汁で栄養補給  
→ 白米と一緒に飲めるようにすると、自然に栄養が摂れる
  - ・補助食品の活用  
→ 離乳食用の栄養補助ふりかけや粉末野菜なども市販されています

## [長期的な視点]

一時的な偏食は珍しくありません。無理に食べさせようすると、食事への苦手意識が強くなることも。焦らず、少しづつ「食べる楽しさ」を育てていくのが大切です。子どもの年齢や園での家庭での食事の様子（例：好きな味、嫌がる食材など）を把握し、状況を踏まえて対応を考えていくことが得策ですが、焦らずゆっくりタイミングを見ながら、寄り添うことが大事です。

一方、うどんについても同様の考え方方が言えます。

うどんしか食べられない子どもへの対応は、

単なる「好き嫌い」ではなく、感覚過敏や安心感を求める心理的背景がある場合が多く、特に発達特性のある子どもにはよく見られる傾向です。

なぜ「うどんしか食べない」のか？

主な背景

- 感覚過敏（味・匂い・食感・見た目など）
- 安心感のあるルーティン（毎日同じものを食べることで心が安定）
- 新しい食材への不安や恐怖
- 発達障害の特性（自閉スペクトラム症など）によるこだわり

対応の基本方針

| 対応の柱       | 内容                             |
|------------|--------------------------------|
| 否定しない      | 「うどんしか食べない」ことを責めず、まずは受け入れる     |
| 少しづつ慣らす    | うどんに少量の具材を加えるなど、安心感を保ちつつ変化を加える |
| 食卓を楽しい場にする | 見た目や盛り付けを工夫し、食事への興味を引き出す       |
| 親の焦りを手放す   | 栄養バランスよりも「食べる楽しさ」を優先する         |
| 感覚に配慮した調理法 | 食感・匂い・温度などを調整し、子どもが受け入れやすい形にする |

実践アイデア

1. うどんのバリエーションを広げる

- 具なし → 少量の野菜ペースト → 柔らかく煮た具材 → 彩りを加える
- だしの種類を変える（昆布・かつお・野菜だしなど）

2. 「触れる・見る・嗅ぐ」から始める

- 食べる前に「触ってみる」「匂いを嗅ぐ」など、食材との距離を縮める遊びを取り入れる

3. 親子クッキングで安心感を育てる

- 一緒にうどんを作る、トッピングを選ばせるなど、自分で選ぶ体験が食への興味につながる

4. 食べ物の形や見た目を工夫する

- 星形の野菜、顔の形の盛り付けなど、視覚的な楽しさを加えることで「食べてみたい」気持ちを引き出す

## 専門的な視点からの補足

- 偏食は「わがまま」ではなく、脳の特性や感覚の違いによるものと理解することが大切です
- 無理に食べさせると、食事への拒否感が強まり、逆効果になることもあります

実践と理論をつなぐ視点から保護者支援子育て支援をしていく場合には、  
食育・感覚統合・発達支援の観点を組み合わせたアプローチが特に有効です。  
保育現場での対応マニュアルや保護者向けの説明資料なども用意しておくとよいです。

## 育児ストレスとうつ病の関係

### 育児ストレスとうつ病の関連性

#### 1. 産後うつ病の発症率と背景

- 日本では、産後1か月の女性の約9.7～14.3%が産後うつを発症すると報告されています。
- 発症の背景には、ホルモン変化、育児への不安、社会的孤立、睡眠不足、夫婦関係の不調などが複合的に関与しています。

#### 2. 育児ストレスがうつ病リスクを高める要因

- 精神疾患の既往歴、ソーシャルサポートの乏しさ、大きな生活上のストレスイベント（引越し、経済的困窮など）がリスク因子とされています。
- 初産婦や妊娠中にすでに抑うつ傾向がある場合、育児ストレスによってうつ病が悪化する可能性が高いです。

#### 3. 育児ストレスと母子への影響

- 養育者のうつ状態は、児童虐待や育児放棄のリスクを高めることがあり、母子の安全確保に直結する重要な課題です。
- うつ病が重症化すると、自殺企図や母子心中のリスクも報告されています。

## 効果的な支援と予防策

### 介入のタイミングと方法（スコーピングレビューより）

※スコーピングレビュー（Scoping Review）とは、ある研究分野における既存の文献や知見を網羅的に収集・整理し、研究の全体像や未解決の課題（ギャップ）を明らかにするための文献レビュー手法です。

- 妊娠期から産後までの継続的支援が効果的。
- グループセッション、家庭訪問、電話相談、冊子・ビデオ教材など多様な支援形態が有効。
- パートナーも含めた支援が、産後うつの予防に寄与する可能性が高い。

## 社会的支援の重要性

- 育児休業制度や地域の子育て支援センターの活用が推奨されています。
- パートナーの育児参加が母親の心理的安定に寄与するという研究結果もあります。

## 参考資料

- [厚生労働省：養育者のメンタルヘルス \(PDF\)](#)

保育園に発達に関する専門職が巡回する取り組みは、子どもの言語・コミュニケーション発達を支援する重要な仕組みとして、近年注目されています。

### 巡回支援の種類と位置づけ

#### 支援形態 概要

#### 主な提供者

保育所等 児童福祉法に基づく福祉サービス。通所支援事業所の専 ST・OT・PT・心理士  
訪問支援 門職が保育園等を訪問し、対象児に直接支援を行う など

保育園巡 行政委託による間接支援。保育園がリストアップした「気になる子」について、専門職が観察・助言を行う 委託の ST など  
回相談 になる子について、専門職が観察・助言を行う 委託の ST など

※両者は目的・申請者・支援方法が異なりますが、どちらも保育現場での発達支援の質向上に寄与します。

#### 言語の視点から

- 子どもの言語・コミュニケーション発達の観察と評価
- 保育士への助言・支援方法の提案
- 保護者へのフィードバックや相談対応
- 集団場面での適応支援（例：指示理解、発語、やりとりの促進）

言語発達だけでなく、生活習慣・身体機能・感覚発達も含めて総合的に見る力が求められます。

#### 巡回支援のメリット

- 通所が難しい家庭でも支援が届く
- 集団生活の中での困りごとを早期に発見できる
- 保育士・保護者・専門職の連携が促進される
- 個別療育と集団適応のギャップを埋める支援が可能

#### 巡回相談支援 活用マニュアル (厚生労働省)

保育現場の実際はもちろん、保護者支援子育て支援をしていくためには、制度の両面に精通することが肝要です。巡回支援の導入・活用マニュアルの整備や、保育士研修との連動も検討価値があります。

巡回支援の導入事例や評価指標など、園でも備えられることを準備しておきましょう。

小学校の「就学時健康診断（就学前健診）」は、翌年度に小学校入学予定の未就学児（保育園児・幼稚園児など）を対象に、心身の発達や健康状態を確認するための検査です。保育園児がどのように受けるかを具体的に園の職員全員で理解しておくことが大事です。

#### 就学時健康診断の流れ（保育園児の場合）

##### ① 通知の受け取り（9～10月頃）

- 保護者宛に自治体から「就学時健康診断のお知らせ」が郵送されます。
- 通知には、日時・場所（通常は校区の小学校）・持ち物・服装などが記載されています。

##### ② 健診の実施（10～11月頃）

- 保護者と子どもが指定された小学校に直接出向いて受診します。
- 保育園が引率することは基本的にありません（自治体によって例外あり）。

##### ③ 健診内容

以下の項目が実施されます：

検査項目 内容

栄養状態 肥満・貧血などの有無

視力・聴力 見え方・聞こえ方の確認

内科検診 心臓・呼吸器・皮膚など

歯科検診 虫歯・噛み合わせなど

言語・発音 音声言語の異常の有無

発達確認 知的・運動・社会性など

面談 校長先生との簡単なやりとり（名前・園名・好きな遊びなど）

※必要に応じて「教育相談」や「就学支援」の案内が後日届くこともあります。

#### 保護者の準備と持ち物

- 就学時健診通知書（記入済み）
- 母子健康手帳（予防接種・既往歴確認）
- 子どもの上履き、保護者用スリッパ
- 筆記用具、外履き袋
- 子どもが一人で脱ぎ着しやすい服装

## 保育園との連携ポイント

- 保育園は健診の引率はしないが、事前に保護者へ通知が届いたか確認・声かけを行うことが望ましい。
- 健診後に「就学支援が必要」と判断された場合、保育園と保護者・教育委員会との情報共有や支援会議が行われることもあります。
- 保育園での発達記録や気になる点がある場合、保護者が健診時に伝えると支援につながりやすくなります。

## さらに特別な配慮が必要な場合

- 発達障害や医療的ケア児など、特別な支援が必要な子どもは、事前に教育委員会へ相談することで、支援学級や通級指導教室などの選択肢が検討されます。
- 言語発達に課題がある場合は、「ことばの教室（言語通級）」の案内があることも。

保育園での支援体制や保護者との連携を重視して考える際、

健診後の支援会議の進め方や、保育園での記録の活用方法なども必要となります。

園の最寄りの自治体ごとに、対応事例や支援フローも掘り下げてご用意されることをお勧めします。

未就学児が利用できる療育（発達支援）は、子どもの発達の遅れや特性に応じて、早期に適切な支援を受けることで、生活・学習・社会性の基礎を育むことを目的としています。

園で、具体的な制度・利用方法・支援内容を職員皆が見てわかりやすくまとめられた情報・資料があると、良いですね。

## 対象となる子ども

- 発達障害（ASD、ADHD、LDなど）の診断がある子
- 診断はなくても、発達の偏りや集団生活での困りごとがある子
- 乳幼児健診や保育園で「気になる」と指摘された子

※診断がなくても、医師の意見書があれば療育の利用は可能です。

### 利用できる主な療育サービス

| サービス名      | 対象        | 内容                      |
|------------|-----------|-------------------------|
| 児童発達支援事業所  | 0～6歳の未就学児 | 個別・集団療育、生活スキル、言語・運動支援など |
| 児童発達支援センター | 地域の中核施設   | より専門的な支援、相談、訪問支援など      |

| サービス名     | 対象          | 内容                  |
|-----------|-------------|---------------------|
| 保育所等訪問支援  | 保育園・幼稚園に通う子 | 専門職が園を訪問し、集団適応を支援   |
| 医療型児童発達支援 | 医療的ケアが必要な子  | 医師・療法士による医療的支援を含む療育 |

### 利用までの流れ

#### 1.気になる様子を記録・相談

保育園、健診、かかりつけ医などに相談

#### 2.自治体の障害福祉課へ連絡

「療育を受けたい」と伝える

#### 3.医師の意見書を取得

発達の状況に応じて診断や意見書をもらう

#### 4.通所受給者証の申請

障害児通所支援の申請を行う（自治体窓口）

#### 5.事業所と契約・利用開始

見学・面談を経て、個別支援計画を作成し通所開始

### 支援内容の例

- ・言語支援：発語・理解・やりとりの練習（言語聴覚士など）
- ・運動支援：粗大運動・微細運動の発達促進（作業療法士など）
- ・社会性支援：集団活動への参加、順番・ルール理解
- ・感覚統合：過敏・鈍感への対応、安心できる環境づくり
- ・生活スキル：着替え、食事、トイレなどの自立支援

### 費用と制度

- ・利用料は原則1割負担

- ・世帯収入に応じて月額上限あり

例：年収約890万円未満 → 月額上限4,600円

- ・療育手帳がなくても利用可能（医師の意見書があれば）

制度と現場をつなぐ視点を持ち、保育園と様々な社会資源との連携方法や保護者への説明資料の整備が、今後ますます“よりよい保育のために”求められます。自治体別の支援体制や事業所の選び方等の情報も園で共有しましょう。

---

#### 1. 国の政策の方向性（2025年度以降）

- ・保育所保育指針の改定議論

「遊びを通じた育ちの保障」「一人ひとりの育ちの保障」が焦点。過度な早期教育ではなく、子どもの主体性を尊重する方向へ。

- ・障害児・医療的ケア児の受け入れ強化

2025年度から、専門的支援体制の充実が柱。合理的配慮やインクルーシブ保育の推進が明記され、すべての子どもが共に育つ環境づくりを強化。

- ・地域ニーズに応じた保育の質向上

地域型保育事業や小規模保育、家庭的保育の質改善、職員配置基準の見直し（例：1歳児の配置基準を6対1→5対1へ）。

- ・母子保健・子育て支援のデジタル化

母子健康手帳の改訂と電子化、地域相談窓口案内の充実。保護者支援と地域連携を強化する方向。

---

## 2. 保護者支援・家庭支援の強化

- ・柔軟な支援制度の導入

「こども誰でも通園制度」など、家庭状況に応じた利用が可能な仕組みが拡充。

- ・孤立防止とコミュニケーション支援

保護者の孤立感やストレス軽減を目的に、園と家庭の情報共有や相談体制を強化。

- ・食育・健康管理の推進

食育推進基本計画（第4次）が保育現場にも反映。アレルギー対応や栄養バランスへの配慮が強化される傾向。

---

## 3. 社会背景と課題

- ・出生数減少と政策強化

出生数は70万人を下回り、国は若年層の所得向上や大学授業料減免などと並行して、保育・子育て支援を重点化。

- ・保育士不足と待遇改善

キャリアアップ研修や待遇改善が急務。OECD諸国では量から質への転換が進む中、日本も保育の質向上が課題。

---

## 4. 現場での実践トレンド

- ・インクルーシブ保育の工夫

障害特性に応じた遊びや環境づくり、保護者との連携強化が進む。

- ・デジタル連携と情報共有

母子手帳アプリや園と家庭のオンラインコミュニケーションが普及。

---

まとめ

2025 年度以降、日本の子ども政策は「質の向上」「インクルーシブ」「保護者支援」「デジタル化」がキーワードです。保育現場では、遊びを通じた育ちの保障と、保護者との信頼関係構築がますます重要になります。

---

## 1. 利用実態と急増する傾向

### ・利用頻度の高さ

2025 年の全国調査では、1~6 歳児の 17.8%、7~9 歳児の 31.8% が週 5 日以上スマートフォンを利用していると報告されています。背景には共働き家庭の増加や知育アプリの普及があります。

### ・家庭でのルール設定は 9 割以上

時間や内容を管理する家庭は多いものの、長時間化を防ぐ工夫が課題です。

---

## 2. 発達への影響（最新研究の指摘）

### ・言語・認知発達の遅れリスク

スマートフォン視聴時間が長いほど、語彙獲得やコミュニケーション能力の発達が遅れる傾向が報告されています。特に 0~2 歳期は「遊びを通じたアカデミックスキル育成」が重要であり、画面視聴中心ではこの機会が減少します。

### ・注意力・集中力の低下

長時間の動画視聴は、集中力や自己制御力の形成を妨げる可能性が指摘されています。

### ・睡眠障害と生活リズムの乱れ

夜間のスマートフォン利用や長時間視聴は、睡眠不足による成長ホルモン分泌低下や情緒不安定を招くリスクがあります。

---

## 3. 心理・行動面の問題

### ・スクリーン依存傾向

乳幼児でもスマートフォン画面に強く執着し、取り上げると不安やイライラを示す「電子スクリーン症候群」兆候が報告されています。

### ・運動不足と肥満傾向

スマートフォン利用時間が長い家庭では、外遊びや身体活動が減少し、体力低下や肥満リスクが高まると指摘されています。

---

## 4. 社会性・親子関係への影響

### ・親子の対話時間減少

スマートフォンに頼る時間が増えると、親子の言語的や情緒的なやり取りが減り、愛着形成に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ・孤立感と育児不安

保護者側も「スマホに頼らざるを得ない」状況が増え、育児ストレスや孤立感が強まる傾向があります。

---

#### 5. 専門家の提言

##### ・ルール設定と代替活動の充実

「時間・内容の管理」「外遊びや絵本読み聞かせなどの代替活動」を組み合わせることが依存予防に有効。

##### ・教育的コンテンツの選択

スマホ利用は完全否定ではなく、短時間・双方向型の知育アプリなど、質に注目する研究が増えています。

---

#### まとめ

スマホ育児は「便利さ」と「リスク」が共存しています。特に0～2歳期は脳の急速な発達期であり、対話・遊び・身体活動を通じた刺激が不可欠です。スマホ利用は「補助的手段」にとどめ、長時間視聴や受動的利用を避けることが重要とされています。

---

#### 市立保育施設で虐待事案

2歳児の手の甲や足のすねを叩く 市立保育施設で虐待事案 「行為をやめさせる意図だった」《新潟市が発表》

新潟市は2025.12.25、市立保育施設で職員による児童への虐待事案があったと発表しました。

発表によりますと、11月20日、2歳男児が他の児童を押した際に、これを止めようとした別の職員を男児が叩きました。その場面を見ていた「職員」が男児の手の甲を1回叩きました。

11月26日には、同じ「職員」と、向かい合う他の児童との間を先ほどの2歳男児が走って通過。「職員」は男児のズボンをつかみ、ズボンの上から足のすねを叩きました。

どちらも叩いた跡はつかなかつたということですが、園長が情報を得て区役所に報告。

国の虐待防止に関するガイドラインに照らして虐待に該当すると判断しました。

職員は「行為をやめさせようという意図で叩いた」と話しているということです。

市によりますと、この「職員」には以後、児童対応を行わせず、調査の結果、これ以上の虐待行為は確認されなかつたということです。

また保護者には謝罪し、この施設の全職員に虐待防止の研修を実施するなどの対応をとつたということです。

---